

宜野湾市霊園施設管理システム構築業務仕様書

1. 基本事項

構築事業の実施に関わる仕様の基本的内容を提示する。

1.1 事業名称

事業名称は、「宜野湾市霊園施設管理システム構築業務」（以下「本業務」という。）とする。

1.2 事業概要

次に掲げる業務をその範囲とする。

- (1) 霊園施設管理システム構築業務
- (2) 本番環境の設定
- (3) サーバーの設置（サポート保証を含む。）
- (4) 操作研修

1.2.1 霊園施設管理システムについて

墓地・納骨室管理システム

墓地、納骨室及び合葬室から構成される。

使用希望者からの使用申請を受けて、使用資格等を審査し使用料金の納付確認後に使用許可を行う。使用申請には、Ⅰ焼骨所持、Ⅱ生前予約がある。

以下、各施設の運用内容を記す。

①墓地

墳墓の設置を目的とした区切られた区画の使用権を付す。

②納骨室

将来、合葬室へ共同で埋蔵することを前提に、32年個別の納骨壇で骨壺に入れた状態で預かる。1体用と2体用がある。

③合葬室

納骨室にて最大32年の期限を満了した遺骨を合葬室へ埋蔵する。

1.2.2 システム提供

本事業においては、墓地・納骨室に関する必要事項の台帳項目を管理の上、確認が行えるシステムの提供を要件とする。

分類	台帳項目
霊園施設管理	契約者情報 死亡者情報 関係者情報 使用者、死亡者及び関係人相互の続柄 相談に関する情報 使用許可等に関する情報 納骨室使用に関する情報 合葬に関する情報 顧客やり取り履歴に関する情報 種類毎契約に関する情報 入金に関する情報 焼骨に関する情報 承継前契約者に関する情報 納骨室の使用状況に関する情報 墳墓地に関する情報 墳墓に関する情報 墓地の使用状況に関する情報 合葬室の使用状況に関する情報 使用料期日に関する情報 参拝室の管理に関する情報 霊園メンテナンス予定に関する情報 備考

※必要な項目の詳細については別途協議の上、定める。

1.2.3 研修業務

業務概要については次のとおり。

導入事業者は、システムの本稼動前に、宜野湾市（以下「本市」という。）
 主管課職員及び公営墓地に従事する者に対して業務システムの研修を実施
 する。

研修実施に向け、研修実施計画及び研修マニュアルを作成し提出する。

1.3 実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは、下記のとおり。

詳細スケジュールについては、本市及び導入事業者で協議の上、決定するもの
 とする。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 契約 | 令和8年8月初旬 |
| (2) システム設定作業 | 令和8年8月～令和9年3月 |

- | | |
|-------------|-------------|
| (3) 操作研修 | 令和9年3月 |
| (4) システム本稼動 | 令和9年3月31日予定 |

1.4 成果物

本事業における成果物は次に掲げるとおりとし、これ以外に業務実施上必要なドキュメントは、本市と導入事業者間で協議のうえ整備する。

なお、書面による説明書・マニュアル等主要ドキュメントは正副1部とし、電子データ（CD-ROM等）の提出も行う。ただし、運用中に作成・更新されるものは適宜、書面及び電子化して納品すること。

成果物	内容
(1) システム提供業務	
霊園施設管理システム	霊園施設管理システム一式
システム機能説明書	システムの機能を説明したドキュメント、操作マニュアル等
システム設定書	システムのパラメタ及び定義ファイル構造等
DB項目説明書	導入システムのDB及びTABLEの構造及び項目に関する説明書
運用マニュアル	システム利用していく中で、運用上必要とされるマニュアル（手動オペレーション等も含む。）

1.5 検査合格

導入事業者は、本事業仕様その他要件に合致した業務を実施し、検査に合格しなければならない。検査合格に対する対応については次のとおり。

1.5.1 検査合格

本事業は、本市の立会いの下、本システムが本仕様書に定めたとおり正常に動作することを確認する検査の合格をもって、業務完了とする。

1.6 実施条件

本事業の実施に関わる環境及び条件等の概要を示す。

1.6.1 会議体

コミュニケーションの円滑化を図り、共通の問題意識を持って課題に対応していくことを目的に以下の会議体を設けること。

原則として各週 1 回開催する。ただし、重大な問題が発生した場合などについては、随時行うものとする。

- ・工程別管理指標の状況
- ・開発上の問題点、問題課題管理など
- ・本稼働後のサービス品質状況（保守運用業務の状況）

1.6.2 議事録及び成果物等の整理保管

導入事業者は、本事業の実施に関わる打ち合わせ、その他会議開催の議事録を作成する。本市及び導入事業者承認後の議事録は、双方で管理することとする。

2. 業務の詳細仕様

本事業の実施に関わる具体的仕様を提示する。

2.1 計画書の提出

本事業の円滑かつ適切な実施を確保するため、導入事業者は、次の計画書を作成し本市に提出するものとする。

本市から計画書の修正の指示があった場合は、導入事業者は本市と協議することとする。

提出を求める計画書及び記載内容については、次のとおり。

(1) 計画書内容

1.2.1 及び 1.2.2 で明示する業務について、本仕様書に記載する要求事項のほか、実施方針、実施工程、具体的手法、役割分担、実施体制、手続、整備資料など、業務実施に関わる計画項目について記載すること。

なお、計画項目、提出期限及び最終期限の設定については、あらかじめ本市と協議するものとする。

2.2 業務推進体制

本事業の円滑かつ適切な実施を確保するため、本市及び導入事業者は相互に協力する義務を負い、導入事業者は、下記①の責任者を選任し、円滑な業務運営を行える体制を整えること。

(1) 業務責任者

業務の実務上の業務遂行責任者として、業務の進捗管理、本市との調整、

連絡窓口に位置づける。

2.3 システム提供に関する業務

2.3.1 クライアント環境

(1) ユーザ数 およそ 5 名

(2) 端末環境

市側が準備する当初の P C のスペックは、下記のとおりとする。

OS	Windows 11
CPU	13th Gen Intel Core i5-1334U
メモリ	16GB
ディスプレイ	—
ブラウザ	Microsoft Edge
ソフトなど	Microsoft Office Home & Business 2024

2.3.2 ソフトウェア要件

(1) データベースは、信頼性が高いものであること。

(2) 通常業務に十分耐えうるレスポンス性能を有すること。

(3) システム機能要件

ア 宜野湾市霊園施設管理システム構築業務機能要件定義書（別紙 1）について、対応可能な機能を有すること。

イ 各々の処理において、必要と思われる帳票や一覧表又は統計資料等が出力できること。帳票や一覧表又は統計資料等については、本市の指定する様式とする。

ウ ソフトウェアで必要とされるライセンスはすべて取得すること。

(4) ウイルス対策ソフトについては本市で準備するものとし、当該ソフトをサーバーや PC 端末への導入は導入事業者にて行うものとする。万が一競合が発生する場合については別途協議とする。

(5) データベースは以下のとおり、バックアップが行えるものとする。

ア 本システムに登録される全てのデータ（データベース、画像データ及びシステム設定ファイル等）について、毎日指定された時刻に自動的にバックアップが実行される仕組みを構築すること。

イ バックアップデータの保存世代数、期間及びバックアップ方法は以下のとおりとする。

- ・日次バックアップ：直近 [7] 世代（過去 1 週間分）を保持すること。
- ・初回は、フルバックアップを行い、システム更新時には、都度、当該

バックアップを更新して保持すること。

ウ バックアップデータは、ランサムウェア対策及び物理的災害への備えとして、システムが稼働するメインのストレージとは物理的に異なる媒体（外付けハードディスク、NAS 等）に保存されること。

2.3.3 データ出力

システムで管理しているデータについては、任意に加工しやすい形式（CSV、Excel 等）で全てのデータを出力できるものとする。

2.3.4 テスト

(1) 検収前テスト

導入事業者は、システム検収までにバックアップデータを用いたシステムの復旧（リストア）テストを実施し、正常にデータが復元されることを確認した上で、その結果を本市に報告すること。

(2) テスト

導入事業者は、テスト計画書を作成・提出し、本市の合意を得ること。

なお、テスト計画書には単体テスト、結合テスト、総合テスト毎にテスト項目、テストスケジュール等を明記すること。

ア テスト実施

テスト時に発見された不具合に対しては、適切に管理し是正を図ること。
不具合によりスケジュールに大きな影響がある場合や設計書等に不具合が発見された場合は速やかに本市に報告し、適宜調整のうえ、対応方針を検討すること。

イ テスト結果報告

テスト実施後は、計画時に策定した指標とテスト結果を用いて、品質が確保されていることを確認すること。テスト結果は、テスト結果報告書として取りまとめ、本市の承認を得ること。

2.4 拠点間通信における VPN 接続の構築及び管理

(1) 通信経路の安全確保

導入事業者は、本市に所在するクライアント端末（PC 等）から、公営墓地に設置するサーバーへ安全にアクセスできるよう、最新のセキュリティ脆弱性に対応した安全性の高い規格を採用した VPN 環境を構築すること。

(2) 接続方式及びソフトウェアの導入

VPN の接続方法は、クライアント端末に専用の接続用ソフトウェア（以下「VPN ク

クライアント」という。)を導入する方式とすること。なお、対象となる全てのクライアント端末へのVPNクライアントのインストール、初期設定及び接続テストは、すべて導入事業者の責任において実施すること。

(3) ライセンスの確保

導入事業者は、本市及び公営墓地における業務に支障が出ないように、必要十分なVPN同時接続ライセンス(又はアカウント数)を確保し、システムに含めて提供すること。

(4) 不正アクセス防止対策

許可された端末および職員のみが接続できるよう、導入事業者はクライアント端末側及びサーバー側の双方に電子証明書を組み込むこと又は二要素認証等の不正アクセス防止策を講じること。

(5) サーバー側機器の設定

導入事業者は、公営墓地のネットワーク環境において、外部からのVPN接続を受け付けるために必要な機器の設定及び調整を行うこと。

(6) 保守・不具合対応

運用開始後、VPNの接続不良や通信障害が発生した際、導入事業者は速やかに原因究明にあたり、復旧のための技術的支援を行うこと。

2.5 特記事項

以下に本事業に関わる特記事項を示す。

システム納期や実施スケジュールに関しては、仕様書記載のスケジュールを厳守すること。仕様書と異なるスケジュールで計画する場合は、その合理的理由を明示すること。理由明示あるいは合理性なき場合は、仕様書記載スケジュールとして取り扱う。なお、制度改正及び緊急避難的な理由による稼働スケジュールの変更は、協議のうえ対応すること。

2.6 その他

(1) 導入する機器については、本市の主要なシステムの正常動作を保証し、業務に重大な影響を与えないこと。重大な影響があった場合には、導入事業者の責任において、現状と同等の業務が運用できるよう機器の交換等の対応に応じること。

(2) ソフトウェアの導入及び稼働確認について責任を持って履行すること。

- (3) 納入機器については、導入ソフトウェアの稼働実績又は動作保証に基づいて選定すること。
- (4) 機器の運搬、搬入、設置等に必要な一切の諸経費については、今回の調達範囲内に含むこと。
- (5) 本市が指定する場所へ指定する台数を納入すること。
- (6) 納入設置スケジュールを作成し、本市の承諾を得ること。また、本市の指示に従って納入作業を実施すること。
- (7) 納入する機器の初期不良に関しては、速やかに代替え機（本仕様書の要件をすべて満たすもの）を無償で提供又は交換すること。
- (8) 納入した全ての機器について動作確認を行い、正常動作を確認すること。なお、動作確認テスト項目（テスト仕様書）は、全ての納入機器及びソフトウェアが正常に動作することが判断できるように、必要なテスト項目を適切に設定し、本市と合意すること。
- (9) 納入時に発生する梱（こん）包箱・残ケーブル等の当該機器の利用に不要なものは撤去すること。
- (10) 動作確認作業において問題が生じた場合は、随時対応内容及び結果を含め詳細に報告し、履行期間開始前までに問題を解決すること。また必要に応じて、納入機器に対するチューニング等の技術サポートを実施すること。問題解決のために発生した費用は導入事業者にて負担すること。
- (11) 運用マニュアルを基に納入機器等（ソフトウェア等も含む。）に関する操作説明を行い、本市と合意すること。なお、運用マニュアル以外に納入機器設定情報及び操作・管理・点検に係る各種手順書など必要なドキュメントがあれば完成図書として納品すること。説明会等の日程は、本市と協議のうえ決定すること。